

中小企業・小規模事業者に対する支援施策

- I. 最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上等のための支援
(厚生労働省関係)
- II. 賃金引上げに向けた生産性向上の支援策(中小企業庁等関係)
- III. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組
- IV. 支援施策等の実績等

Ⅰ. 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援 (厚生労働省関係)

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことで、全国加重平均が1,000円となることを目指す。また、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充するとともに、人事システムの改善を通じた賃金引上げの環境整備に対する助成を創設する。

①最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等

○最低賃金総合相談支援センターの設置・運営

最低賃金の引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、全国47箇所にワンストップで対応する窓口を設け、相談や専門家派遣等を実施

○業務改善助成金の支給

全国47都道府県において、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器の導入経費(業務改善経費)等の一部を助成

○業種別中小企業団体助成金の支給

賃金の引上げを行うことを目的として、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、生産性向上のための取組を行う業種別中小企業団体等に対して、その取組に必要な経費を助成

②キャリアアップ助成金(処遇改善支援)

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成

○全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合

対象労働者数が、1~3人:9.5万円<12万円> 4~6人:19万円<24万円>
7~10人:28.5万円<36万円> 11~100人:2.85万円<3.6万円>×人数

※中小企業において3%以上増額改定した場合、1人当たり14,250円<18,000円>加算

(注1) <>は生産性の向上が認められる場合の助成額

(注2) 中小企業以外の助成額は3/4程度

○一部(雇用形態別、職種別等)の賃金規定等を2%以上増額改定した場合も助成(助成額は上記の半額)

③人事評価改善等助成金

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行う。

○能力評価等による人事評価システム及び整備した人事評価システムに応じた2%の賃金引上げを含む賃金制度を整備(いずれも就業規則等の改定が必要)・実施した場合、50万円を助成

○制度整備助成の支給を受けた事業主が、1年経過後に、生産性向上、2%の賃金引上げ及び離職率低下の目標を達成した場合、上記の助成に加え80万円を助成

その他生産性向上等のための支援等

○ 宿泊・飲食サービス業関係事業者の生産性向上(H28.4～)

- ・ 全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能を活かして、零細事業者の多い生活衛生関係事業者の経営改善を支援するため、日本政策金融公庫と協力して生産性向上に資する取組事例を収集し取りまとめるとともに、中小企業診断士による経営相談、経営指導等を行い、生活衛生事業者の経営基盤の健全化を図るモデル事業(平成28年度～平成30年度)を実施中

○ 労働行政と地域金融機関等との連携

- ・ 地場産業に対する知見や地域の情報ネットワーク等を有する金融機関と労働局との間で連携協定を締結する(H28.8～)等、労働生産性向上・雇用確保のための連携を推進

○ 最低賃金に関する出張相談会における都道府県等との連携(H29.1～H29.3)

- ・ 毎年1月から3月の間に実施する最低賃金の重点監督に合わせて、新たに最低賃金総合相談支援センターの職員が労働基準監督署で出張相談会を開催し、中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げに向けた支援施策の相談を実施
- ・ その際、都道府県等が実施する中小企業等支援施策を併せて周知

○ 雇用保険法等の改正(H29.4)

- ・ 雇用保険法を改正し、雇用保険二事業の理念に生産性向上に資することを明記
- ・ 失業等給付の保険料率の時限的な引下げ(労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引下げ)(H29.4～)

○ 生衛業「稼ぐ力」応援チームの実施(H29.5～)

- ・ 都道府県で実施する飲食業者等を対象とした講習会の機会を活用し、「収益力向上等のためのセミナー」を開催
 - ー 収益力向上に係る専門家による講演
 - ー 最低賃金制度、中小企業支援施策の紹介
 - ー 経営相談の実施

Ⅱ. 賃金引上げに向けた生産性向上の支援 (中小企業庁等関係)

○中小企業・小規模事業者の賃上げ原資の確保・強化を図るため、生産性向上の支援を実施

○ 法律 (中小企業等経営強化法 (H28.7.1施行))

- 事業分野別指針の策定 (製造業、外食・中食、旅館など15業種)
- 経営力向上計画の認定 (H29.5月末までに21,078件)
 - 生産性を高めるための機械装置・器具備品・建物附属設備を取得した場合、
 - 3年間、固定資産税を1 / 2に軽減
 - 法人税上、即時償却または税額控除 (7%※) を措置 ※資本金3000万円以下の法人等は、10%
 - 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援 (融資・債務保証等)
 - 補助金の優先採択

○ 予算

- 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金 (H28補正) 新商品・新サービスの開発、生産・業務プロセスの改善等の費用を補助
- 小規模事業者持続化補助金 (H28補正) 小規模事業者が行う販路開拓に係る費用を補助
- サービス等生産性向上IT導入支援事業 (H28補正) 新たに生産性向上に貢献するITツールやソフトウェアを導入する際の費用を補助
- 戦略的基盤技術高度化支援事業 (H29) 特定ものづくり基盤技術 (精密加工等12技術) の高度化に資する研究開発及び販路開拓を補助

等

○ 税制

- 所得拡大 (賃上げ) 促進税制

雇用者への給与等支給額を増加させた場合に、税額控除

(参考) 中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

【事業分野別指針（15）と所管省庁】

- ▶ 製造業、卸・小売業 : 経済産業省
- ▶ 旅館、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設
不動産 : 国土交通省
- ▶ 外食・中食、旅館、医療 : 厚生労働省
介護、保育、障害福祉
- ▶ 外食・中食 : 農林水産省
- ▶ CATV、電気通信業 : 総務省

事業分野別 経営力向上推進機関

【認定向上推進機関（6月30日時点）】

- ・日本自動車整備振興会連合会
- ・全日本トラック協会
- ・情報通信ネットワーク産業協会
- ・日本自動車部品工業会
- ・日本能率協会
- ・日本電子回路工業会
- ・日本ボランティアチェーン協会

※推進機関において、人材育成を行う場合には、労働保険
特会からの支援を受けることが可能。

普及啓発
人材育成

主務大臣
(事業分野別指針の策定)
提出先
(例) 経産省: 各地方の経済産業局

申請

認定

経営力向上計画

申請事業者

(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】

- ▶ 生産性を高めるための設備を取得した場合、**固定資産税の軽減措置**（3年間1/2に軽減）や**中小企業経営強化税制（即時償却等）**により税制面から支援
- ▶ 計画に基づく事業に必要な**資金繰り**を支援（融資・信用保証等）
- ▶ 認定事業者に対する**補助金における優先採択**

【認定件数(5月末時点) : **21,078**件】

経営革新等支援機関

例

- ・商工会議所・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・士業等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野においては
基本方針に基づいて申請が可能。

申請を
サポート

Ⅲ. 下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組

- 官邸に設置された「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」において、対応を検討
- 連絡会議での議論を受け、次のアンケート調査・企業ヒアリング等を実施
 - 中小企業約 1 万社に対する調査、大企業約 1 万 5 千社に対する調査（中企庁）
 - 大企業に対する実地ヒアリング（中企庁、国交省、公取委、厚労省合同で実施）
 - 最低賃金審議会の使用者側意見、47都道府県労働局による中小企業ヒアリング結果等の報告（厚労省） 等

調査結果や中小企業の意見・要望等を踏まえ、関係省庁が連携して新たに以下の取組を実施

取組	概要
下請法の運用基準の改正 (H28.12.14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違反事例の追加 <ul style="list-style-type: none"> - 労務費上昇時に一方的に単価を据え置いた場合 - 荷待ち時間に対する費用負担がない場合 - 金型の保管コストを無償負担させた場合 など
下請中小企業振興基準改正 (H28.12.14)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請 <ul style="list-style-type: none"> - 人手不足や最低賃金引上げに伴う労務費上昇の影響を十分に加味して取引対価の見直しを協議 - 下請代金の現金払い、手形の支払期間の短縮化に努める など
「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」、 「価格交渉事例集」の改訂 (H29.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金引上げ等に伴う労務費上昇の事例を追加
業種別下請ガイドラインの改訂・ 新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16業種中15業種で、運用基準等を踏まえ、ガイドラインを改定（H29.1～3） ・ 「食品製造業・小売業（豆腐・油揚げ製造業）」の下請ガイドラインを新設（食品関係初）（H29.3）

取組	概要
自主行動計画の策定 (H29.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8業種21団体で策定（自動車、建設、トラック運送業など） ・ サプライチェーン全体での「取引適正化」「付加価値向上」
下請Gメンによる訪問調査 (H29.4～)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に80名規模の取引調査員（下請Gメン）を配置し、年間2,000件以上の下請企業ヒアリングを実施予定 ・ 下請Gメンによるヒアリングで問題事案を把握した場合には、必要に応じ個社又は業界団体にフィードバックし、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請
<運送業関係>	
貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正（H29.5.31公布）	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラック運送事業者に荷積み・荷下ろし開始・終了の日時等の記録の義務付け（H29.7.1施行）
トラック運送業の運賃・料金の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃・料金の収受実態等に関するアンケートを実施 ・ 運賃と料金の範囲を明確化し標準貨物自動車運送約款等の改正を予定（H29.7に改正、H29.10に実施予定）
<建設業関係>	
建設業における社会保険加入対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な法定福利費を含んだ額で発注するよう、主要な民間発注者団体へ通知（H29.3.16） ・ H29.4以降、国土交通省直轄工事において二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定
建設技能労働者の適切な賃金水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事設計労務単価を5年連続引上げ（H29.3.1適用） ・ 労務単価引上げを踏まえ、国土交通大臣から業界団体へ適切な賃金支払い等を要請（H29.3.3）

IV. 支援施策等の実績等

(1) 厚生労働省関係

平成28年度				平成29年度（4月～5月）			
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業							
専門家派遣・相談等支援事業 （最低賃金総合相談支援センター）	予算額	相談件数	専門家派遣件数	予算額	相談件数	専門家派遣件数	
	6.7 億円	14,488 件	6,124 件	6.3 億円	2,149 件	827 件	
業務改善助成金	予算額	交付件数	交付金額	予算額	交付件数	交付金額	
	31.1 億円	432 件	4.1 億円	24.3 億円	58 件	0.6 億円	
業種別中小企業団体助成金	予算額	交付件数	交付金額	予算額	交付件数	交付金額	
	2.5 億円	11 団体	0.5 億円	1.5 億円	—	—	
キャリアアップ助成金	予算額	支給件数	支給金額	予算額	支給件数	支給金額	
	410.5 億円	58,147 件	473.0 億円	670.0 億円	8,898 件	85.0 億円	
人事評価改善等助成金		—		予算額	支給件数	支給金額	
				39.1 億円	—	—	

※ 予算額は、事務経費を含む総額

○ 平成28年度第2次補正予算成立後の活用状況

28年10月～29年5月

- ・業務改善助成金（交付件数） 407 件 （前年同期比 202.5%）
- ・キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
（計画決定件数） 2,535 件 （前年同期比 218.0%）

※ 変更届による件数を除く。

(2) 中小企業庁関係（生産性向上に係る施策）

平成28年度

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画	認定計画数 18,242件	
革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金	予算額	採択件数
	763.4億円	6,157件
小規模事業者持続化補助金	予算額	採択件数
	120.0億円	14,905件
サービス等生産性向上IT導入支援事業	予算額	採択件数
	100億円	7,511件
戦略的基盤技術高度化支援事業	予算額	採択件数
	139.7億円の内数	113件

(※) 平成29年3月31日時点

○ 下請Gメン(取引調査員)による下請ヒアリング(H29.4～)で得られた取引条件改善の動き

項目	ヒアリング内容
原価低減要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ このところ一律数%の原価低減の要請が来っていない(一部) ・ 親事業者からの原価低減については、これまで口頭での発注総額の一定比率の原価低減方式から、個別品目ごとに書面で根拠を示されるようになった 等
支払関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車産業を中心に現金払いになったとの声が聞かれるようになった(多数) ・ 我が社はティア4であるが、今春以降、手形支払いが現金化された 等
型の保管費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型の保管費用の支払い、型の廃棄に向けた親事業者の動きが出てきた(一部) 等

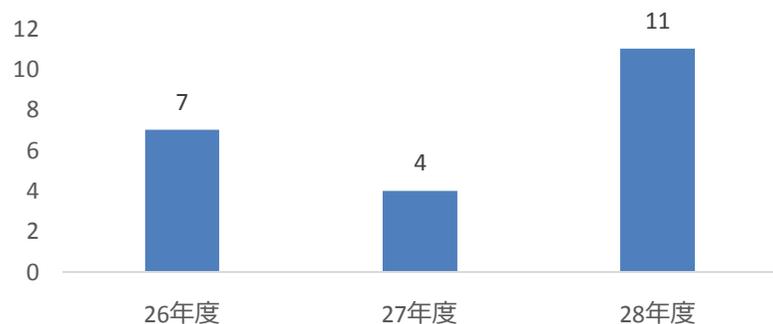
(3) 下請代金支払遅延等防止法の運用状況(公正取引委員会関係)

(1) 勧告件数

・平成28年度の勧告件数は11。

< 勧告事件の例 >

(株) ファミリーマート：「開店時販促費」、「カラー写真台帳制作費」、「売価引き」等を支払わせることにより、下請代金の額を減額。(H26.7～H28.6) (下請事業者20名に対し、総額約6.5億円)



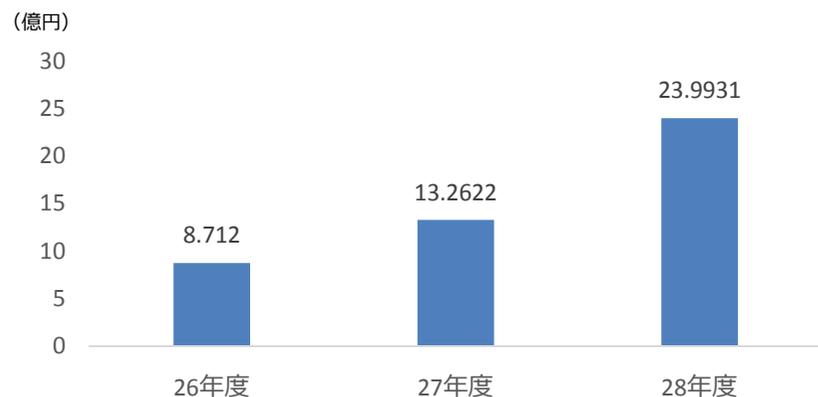
(2) 指導件数

・平成28年度の指導件数は過去最多の6,302件。



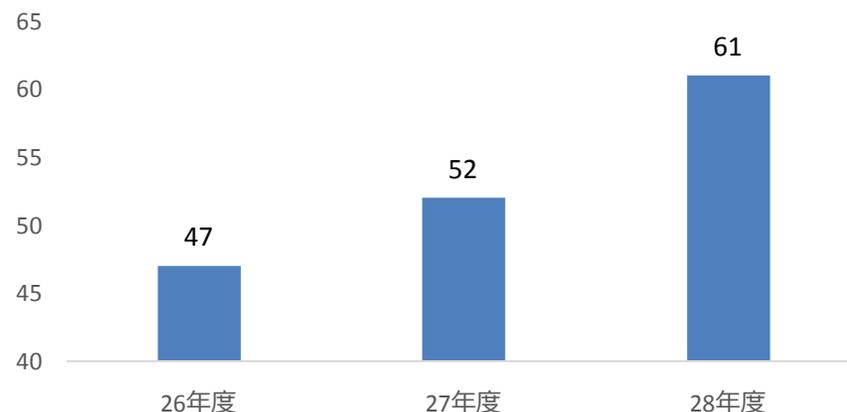
(3) 原状回復額の推移

・平成28年度においては、親事業者302名から下請事業者6,514名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額23億9931万円相当の原状回復が行われた。



(4) 下請法違反行為の自発的申し出

・平成28年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申し出は61件で、申出件数は年々増加している。



(参考) 総雇用者所得(名目)の状況

	総雇用者所得	対前年増減率(%)
平成23年	100.0	—
平成24年	99.2	-0.8
平成25年	99.8	0.6
平成26年	101.1	1.3
平成27年	102.1	1.0
平成28年	104.2	2.1

(出所) 月例経済報告(内閣府)より、厚生労働省労働基準局で算出

(注) 各年の総雇用者所得は、内閣府が公表している平成23年を100とした各月の指数を各年で平均したものの。